

証券コード 5010

(発送日) 2025年3月11日  
(電子提供措置開始日) 2025年3月6日

## 株主各位

東京都中央区京橋二丁目5番18号

日本精蠟株式会社

代表取締役社長 瀧本丈平

## 第98回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第98回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の株主総会参考書類等（議決権行使書用紙を除く）の内容である情報（電子提供措置事項）は、電子提供措置をとっていますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、「IR情報」、「株主総会」の順に選択して、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.seiro.co.jp>

また、電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも掲載しています。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、「銘柄名（会社名）」に「日本精蠟」（「蠟」は「蠟」で検索願います）または証券「コード」に「5010」（半角）を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により事前に議決権行使することもできますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、3頁から4頁までのご案内に従って、2025年3月26日（水曜日）午後5時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2025年3月27日(木曜日)午前10時(受付開始9時)  
2. 場 所 東京都中央区京橋二丁目5番18号  
京橋創生館13階 ラグナヴェールTOKYO

### 3. 会議の目的事項

- 報告事項 1. 第98期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第98期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 議案 取締役5名選任の件

### 招集にあたっての決定事項

3頁の【議決権行使についてのご案内】を参照ください。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。掲載している各ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ・事業報告の以下の事項

- 「業務の適正を確保するための体制」

- 「業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要」

- 「会社の財務及び事業の方針の決定を支配するものあり方に関する基本方針」

- ・連結計算書類の以下の事項

- 「連結株主資本等変動計算書」

- 「連結注記表」

- ・計算書類の以下の事項

- 「株主資本等変動計算書」

- 「個別注記表」



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。  
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいます  
ようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



### 株主総会に ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付  
にご提出ください。

日 時

2025年3月27日（木曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）



### インターネットで議決権を 行使される場合

次頁の案内に従って、議案の  
賛否をご入力ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後5時入力完了分まで



### 書面（郵送）で議決権を 行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を  
貼らずにご投函ください。

行使期限

2025年3月26日（水曜日）  
午後5時到着分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 議案

- 全員賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に  
反対する場合 ➤ 「賛」の欄に○印をし、  
反対する候補者の番号を  
ご記入ください。

\*議決権行使書用紙はイメージです。

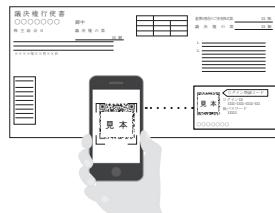
- ・インターネット及び書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面（郵送）により議決権行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

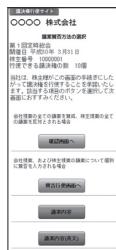
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



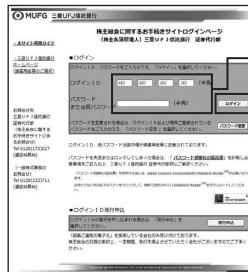
インターネットによる議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

# 事 業 報 告 (2024年1月1日から 2024年12月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

#### ① 事業環境

当連結会計年度（2024年1月1日～2024年12月31日）における当社グループの事業環境を概観しますと、日本経済は緩やかな回復基調を維持した一方、春闘賃上げ率が数十年ぶりの高いレベルとなるなど、労務費の上昇傾向が明確になりました。海外では、米国経済は底堅く推移しましたが、中国では経済成長の鈍化が続き、ヨーロッパ・中東での紛争が継続しました。こうした中、日本円の対主要通貨の為替レートは歴史的な円安となり、原油価格は高止まりしました。

#### ② 事業の経過及び当期の経営方針等に基づく諸施策の実施状況

こうした環境下における当社グループの当連結会計年度決算は、ワックス主原材料含む略全ての資材価格の上昇に加え、国内外での物流の逼迫並びに運賃の高騰等のコストアップに見舞われましたが、『中期経営計画（23-27）』に掲げた重要施策である原料転換の前倒し、限界利益を意識した高付加価値製品販売の追求、脱重油等の取り組みに加え、お客様には当社製品の価格改定に対してご理解を賜ったことで、前期比増益となりました。

#### ③ 当期事業概況と成果

当連結会計年度の業績は、以下のとおりです。

2022年の損益悪化に際し経営の構造改革を図るべく策定した『中期経営計画（23-27）』で掲げた重要施策である「原料転換」を前倒し（2023年12月期）、「高付加価値品販売の追求」と「脱重油」に取り組むとともに、「製品価格の見直し」を進めました。

##### （販売）

ワックスについては、高付加価値品販売の追求と製品価格の見直しを行いました。その結果、数量△7%・単価+20%となり、増益に貢献しました。

重油については、原料転換とワックス収率を意識した原料投入・工程稼働により生産数量減となり、逆ザヤ取引となっている重油が減販（△53%）、増益に貢献しました。

|         | 前 期    |        |        | 当 期    |        |        |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|         | 数 量    | 単 価    | 金 額    | 数 量    | 単 価    | 金 額    |
| ワックス 国内 | 26,365 | 439    | 11,583 | 25,732 | 531    | 13,652 |
| 輸出      | 20,891 | 309    | 6,445  | 18,310 | 357    | 6,541  |
| 合計      | 47,257 | 382    | 18,029 | 44,043 | 458    | 20,194 |
| 重 油     | 38,352 | 91,212 | 3,498  | 17,920 | 95,076 | 1,703  |
| その他仕入商品 |        |        | 177    |        |        | 147    |

(注) 1. 当社グループの販売高です。

2. ワックス数量単位はトン、重油数量単位はkℓ、金額は百万円単位で記載しています。
3. ワックス単価は円/kg、重油単価は円/kℓで記載しています。

### (売上高、損益)

売上高は前期比341百万円増の22,045百万円、営業損益は同比2,798百万円増の2,245百万円の利益、経常損益は同比2,468百万円増の1,682百万円の利益、親会社株主に帰属する当期純損益は同比2,998百万円増の1,776百万円の利益となりました。

### (2) 対処すべき課題、取組み

2025年は、未来へ繋がる足場固め「基盤強化期」と位置付け、以下の施策を実施してまいります。

#### ① 重要な施策

- a) 原料選択、工程改善によってワックス収率を上げ、重油生産量を更に削減することに取り組みます。
- b) ワックス専業メーカーとして、また国内唯一のワックスメーカーとして、当社ならではの新規高付加価値ワックスへの開発・販売に注力します。
- c) サプライチェーン(原料調達～製品販売)のオペレーションの最適化を追求すると共に、徳山工場、つくば事業所において、これから成長戦略、新たな柱となる開発製品に必要な設備投資を行います。
- d) 棚卸資産の削減により、財務体質の改善を行います。

## ② 配当の考え方

引き続き「中期経営計画（23-27）」に掲げた事業モデルの転換を柱とする構造改革を推し進め、できる限り早期に財務基盤の再構築を果たす所存ではございますが、2024年12月期の配当につきましては、会社法第461条に定める分配可能額が無いことから、誠に遺憾ながら無配とさせていただきますことに、株主の皆様のご理解を賜りたく存じます。

2025年12月期の配当につきましても、分配可能額の確保が見通せないことから、無配継続の予想とさせて頂きますが、当社といたしましては、早期復配を目指して参りますので、株主の皆様のご支援を賜りたく存じます。

## ③ 業績予想(連結)

|                      | 2025年度 |
|----------------------|--------|
| 売上高（百万円）             | 21,300 |
| 営業利益（百万円）            | 1,400  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益（百万円） | 790    |

なお、本業績予想は、作成時点での入手可能な情報と過去の実績、傾向等を参考に置いた一定の前提条件の下に算出していますことを、予めご了承お願いいたします。

## (3) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した当社グループの設備投資の総額は160百万円であり、内訳は、徳山工場における脱油装置の高度化工事並びに既存設備全般の更新及び改修工事等143百万円、本社関係11百万円、つくば事業所関係0百万円、タイ工場関係4百万円です。

## (4) 資金調達の状況

当連結会計年度の設備資金及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金をもって充当しました。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                          | 2021年度<br>第95期 | 2022年度<br>第96期 | 2023年度<br>第97期 | 2024年度<br>(当連結会計年度)<br>第98期 |
|-----------------------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高(百万円)                    | 27,918         | 38,457         | 21,704         | 22,045                      |
| 経常利益(△は経常損失)(百万円)           | 467            | △2,263         | △785           | 1,682                       |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)(△は純損失) | 444            | △2,368         | △1,221         | 1,776                       |
| 1株当たり当期純利益(△は純損失)           | 22円50銭         | △119円92銭       | △61円87銭        | 89円96銭                      |
| 総資産(百万円)                    | 33,572         | 33,174         | 30,001         | 29,725                      |
| 純資産(百万円)                    | 7,744          | 5,394          | 3,784          | 5,673                       |

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第96期連結会計年度の期首から適用しており、第96期以降の連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区分                | 2021年度<br>第95期 | 2022年度<br>第96期 | 2023年度<br>第97期 | 2024年度<br>(当事業年度)<br>第98期 |
|-------------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売上高(百万円)          | 27,169         | 37,392         | 20,765         | 20,547                    |
| 経常利益(△は経常損失)(百万円) | 379            | △2,549         | △1,209         | 1,324                     |
| 当期純利益(百万円)(△は純損失) | 347            | △2,617         | △1,626         | 1,382                     |
| 1株当たり当期純利益(△は純損失) | 17円61銭         | △132円55銭       | △82円37銭        | 70円03銭                    |
| 総資産(百万円)          | 32,071         | 31,201         | 27,919         | 26,950                    |
| 純資産(百万円)          | 7,656          | 5,014          | 2,950          | 4,333                     |

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第96期事業年度の期首から適用しており、第96期以降の事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっています。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                           | 資 本 金          | 出資比率 | 主要な事業内容     |
|---------------------------------|----------------|------|-------------|
| テクノワックス株式会社                     | 百万円<br>50      | 100% | 各種ワックスの製造   |
| Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd. | 百万タイバーツ<br>315 | 100% | 各種ワックスの製造販売 |

(7) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

当社グループはワックスの専業メーカーとして、石油ワックス、各種ワックス及び重油の製造・加工・販売を主たる事業としています。

(主要な営業品目)

パラフィンワックス、マイクロクリスタリンワックス、合成ワックス等その他各種誘導品及び重油

(8) 主要な営業所及び工場（2024年12月31日現在）

① 当社

本 社 東京都中央区  
徳 山 工 場 山口県周南市  
つ く ば 事 業 所 茨城県稲敷郡阿見町

② 主要な子会社

テクノワックス株式会社  
本社・工場 茨城県稲敷郡阿見町  
Nippon Seiro(Thailand)Co., Ltd.  
本社・工場 タイ王国チョンブリ県

(9) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|-------------|
| 268名    | 2名減         |

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前期末比増減 | 平均 年 齢 | 平均勤続年数 |
|---------|--------|--------|--------|
| 219名    | 2名減    | 42歳4ヶ月 | 18年3ヶ月 |

(注) 従業員数は、臨時社員と派遣社員及び当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人数です。

当社は、石油精製及び石油製品の製造販売事業の単一セグメント、単一事業であるため、セグメント別又は事業部門別の従業員数を記載していません。

(10) 主要な借入先及び借入額（2024年12月31日現在）

| 借 入 先                     | 借 入 残 額 (百万円) |
|---------------------------|---------------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行         | 3,844         |
| ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ    | 3,360         |
| 第 参 号 投 資 事 業 有 限 責 任 組 合 |               |
| 株 式 会 社 山 口 銀 行           | 2,723         |
| 株 式 会 社 広 島 銀 行           | 2,432         |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行     | 2,315         |
| 株 式 会 社 西 京 銀 行           | 1,837         |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

### (1) 株式数

- |               |                                |
|---------------|--------------------------------|
| ① 発行可能株式総数    | 89,600,000株                    |
| ② 発行済株式総数     | 22,400,000株（自己株式2,650,747株を含む） |
| ③ 当期中に増加した株式数 | 該当事項はありません。                    |

- |         |        |
|---------|--------|
| (2) 株主数 | 4,526名 |
|---------|--------|

### (3) 大株主の状況（上位10名）

| 株 主 名         | 持 株 数 (千株) | 持 株 比 率 (%) |
|---------------|------------|-------------|
| 伊藤忠商事株式会社     | 1,927      | 9.76        |
| 株式会社西京銀行      | 963        | 4.88        |
| 安藤パラケミー株式会社   | 851        | 4.31        |
| 山九株式会社        | 802        | 4.06        |
| 清水潔           | 638        | 3.23        |
| 株式会社山口銀行      | 633        | 3.21        |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 550        | 2.78        |
| 楽天証券株式会社      | 543        | 2.75        |
| 松井証券株式会社      | 460        | 2.33        |
| 高城裕           | 331        | 1.68        |

- (注) 1. 千株未満は切捨てて表示しています。  
2. 当社は、自己株式2,650,747株を保有していますが、上記大株主から除いています。また、持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

### (4) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項（2024年12月31日現在）

当社は、第三者（以下「割当予定先」といいます。）との間で、劣後特約付金銭消費貸借契約（以下「本ローン契約」といいます。）及び新株予約権引受契約（以下「本引受契約」といいます。）を締結し、割当予定先より、総額3,000,000,000円を資本性劣後ローン（以下「本資本性劣後ローン」といいます。）により借り入れるとともに、本資本性劣後ローンの弁済期限の

到来時に本資本性劣後ローンの借入金の弁済が完了していない場合に、割当予定先において本資本性劣後ローンの保全を図る目的で、割当予定先に対して、第三者割当の方法により、新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を発行すること（以下「本第三者割当」といい、本資本性劣後ローン及び本第三者割当を総称して、以下「本資金調達」といいます。）としています。

[本新株予約権発行の概要]

|                       |                                                                                                                                                            |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 割 当 日               | 2023年10月24日（火）                                                                                                                                             |
| ② 新株予約権の総数            | 30個                                                                                                                                                        |
| ③ 発 行 価 額             | 本新株予約権の引換えの金銭の払込みはこれを要しないものとします。                                                                                                                           |
| ④ 当該発行による潜在株式数        | 本新株予約権の対象株式の数は、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を行使価額で除して得られる最大整数とします。                                                                                               |
| ⑤ 調 達 資 金 の 額         | 本新株予約権の発行に際して金銭の払込みはありません。<br>また、本新株予約権の行使における出資財産は、割当予定先が当社に対して有する本資本性劣後ローンに係る元本債権及び利息債権（下記繰延利息及び支払が繰り延べられた現金利息を含み、以下「本資本性劣後ローン債権」といいます。）であり、金銭の支払はありません。 |
| ⑥ 行 使 価 額             | 106円                                                                                                                                                       |
| ⑦ 募集又は割当方法<br>(割当予定先) | 第三者割当の方法により割当予定先に全ての本新株予約権を割り当てます。                                                                                                                         |

|         |                                                                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ⑧ そ の 他 | <p>本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件とします。</p> <p>割当予定先は、本引受契約及び本ローン契約の規定により、2028年10月25日以降、いつでも本新株予約権を行使して普通株式を取得することができます。</p> <p>割当予定先は、本ローン契約の規定により、本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社の承認を要します。</p> |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

[本資本性劣後ローンの概要]

|                 |                                                                                                                                                                                               |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 貸 付 人         | 割当予定先                                                                                                                                                                                         |
| ② 貸 付 元 本 額     | 3,000,000,000円                                                                                                                                                                                |
| ③ 貸 付 実 行 日     | 2023年10月24日                                                                                                                                                                                   |
| ④ 満 期 日         | 2028年10月24日                                                                                                                                                                                   |
| ⑤ 任 意 期 限 前 弁 済 | <p>当社が満期日前に、期限前弁済を希望する日の15営業日前までに、期限前弁済を希望する貸付元本金額（本資本性劣後ローン債権の元本残高の全額又は1億円以上1億円単位の金額）、期限前弁済を希望する元本金額に関し期限前弁済希望日までに生じる経過利息の全額について期限前弁済を希望する日に支払う旨を書面通知し、同日に支払いをする場合については、期限前弁済を行うことができます。</p> |

|                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>⑥ 適用利率<br/>(繰延利息)</p> | <p>繰延利息に係る適用利率は、以下の各利息計算期間において、それぞれ以下の通りとします。各利息計算期間で生じた繰延利息は、翌利息計算期間の計算上、元本に自動的に組み入れられて翌利息計算期間の繰延利息が算出されます。</p> <p>当社は、割当予定先に対して、本資本性ローンの満期日において、各利息計算期間に発生した繰延利息を一括して支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 2024年10月23日まで<br/>年率12.0%</li> <li>(b) 2024年10月24日から2025年10月23日まで<br/>年率12.0%</li> <li>(c) 2025年10月24日から2026年10月23日まで<br/>年率12.0%</li> <li>(d) 2026年10月24日以降<br/>年率10.0%</li> </ul>                                                                                                                                            |
| <p>⑦ 適用利率<br/>(現金利息)</p> | <p>現金利息に係る適用利率は、各利息計算期間において、当該利息計算期間の初日の属する事業年度の前事業年度の当社の連結ベースでのEBITDAに応じて、それぞれ以下の通りとします。</p> <p>当社は、割当予定先に対して、各利息支払日において、各利息計算期間について計算された現金利息を支払います。</p> <p>但し、現金利息の支払が繰り延べられた場合、繰り延べられた現金利息については、実際の支払日までの間に応じて適用する適用利率（繰延利息及び現金利息に係るもの）を乗じた約定利息を加えた金額を当該支払日において支払います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) EBITDAが2,500,000,000円未満<br/>年率0%</li> <li>(b) EBITDAが2,500,000,000円以上<br/>年率1.0%</li> <li>(c) EBITDAが3,000,000,000円以上<br/>年率3.0%</li> </ul> <p>なお、利息計算期間は上記⑥適用利率（繰延利息）と同様であり、利息支払日は初回を2024年10月24日とし、以降毎年10月24日、最終利息支払日は満期日とします。</p> |

|                       |                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (8) 担保提供資産又は<br>保証の内容 | 無担保・無保証                                                                                                                                                                                                              |
| (9) 新株予約権の行使          | 新株予約権の行使に際して、割当予定先により当社に対する本資本性劣後ローン債権が出資された場合、出資された本資本性劣後ローン債権は、当該債権額の範囲内において、当該出資と同時に、混同により消滅します。                                                                                                                  |
| (10) 資金の用途            | <p>既存借入金の弁済<br/>     なお、既存借入金の弁済による未使用貸付極度額の範囲内で借入を実行して、下記の資金使途のために隨時支出する予定です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業モデルの転換の加速化のために必要な設備改造等の投資</li> <li>・収益力の多角化のための設備投資</li> <li>・必要な人材の確保に向けた投資</li> </ul> |

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

| 氏名    | 地位及び担当                                           | 重要な兼職の状況                                                                                          |
|-------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| *瀧本丈平 | 代表取締役社長 社長執行役員                                   |                                                                                                   |
| *伊藤宜広 | 取締役 常務執行役員<br>経営企画監査部、経理部担当<br>兼<br>経営企画監査部長     |                                                                                                   |
| 安藤司   | 取締役<br>Nippon Seiro(Thailand)Co.,Ltd.<br>代表取締役社長 |                                                                                                   |
| 玉井裕人  | 社外取締役                                            | DM三井製糖ホールディングス(株)社外取締役                                                                            |
| 関端進   | 社外取締役                                            | ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ(株)取締役<br>㈱ブルームダイニングサービス取締役<br>NSKステアリング&コントロール(株)取締役                       |
| 武内秀明  | 社外取締役                                            | 武内法律事務所 代表弁護士<br>公益財団法人日揮社会福祉財団理事<br>公益財団法人日揮・実吉奨学会監事<br>㈱イチケン社外取締役<br>メディアスホールディングス(株)社外取締役監査等委員 |
| 常慶直宏  | 常勤監査役                                            |                                                                                                   |
| 梅村一彦  | 社外監査役                                            | 梅村公認会計士事務所 代表公認会計士                                                                                |
| 高橋健司  | 社外監査役                                            |                                                                                                   |

- (注)
- 当社は執行役員制度を導入しており、\*印の各氏は執行役員を兼務しています。
  - 取締役の玉井裕人氏、関端進氏、武内秀明氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
  - 監査役の梅村一彦氏及び高橋健司氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
  - 当社は、社外取締役玉井裕人氏と武内秀明氏並びに社外監査役梅村一彦氏及び高橋健司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。
  - 監査役の常慶直宏氏は監査役就任まで当社取締役常務執行役員として経理部門を掌管する職にあり、エネルギー業界での経験を有しています。  
また、監査役の梅村一彦氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。監査役の高橋健司氏は、化学業界での長年の経験があるほか、事業会社での取締役としての経験を通じて、豊富な経験と幅広い見識を有しています。

6. 当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役及び社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ①取締役及び監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しています。

取締役会は、当事業年度に係る個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

当社の取締役の報酬は、株主総会の決議により決定した年額報酬270百万円の範囲内において、各取締役の職責及び業績、社員給与との調和などを総合的に勘案して、中長期的な企業価値向上に資する報酬体系を基本方針としています。

また、監査役の報酬額は、株主総会決議に基づく年額報酬36百万円の範囲内において、個別の報酬額を監査役の協議にて決定しています。

### ②当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区分               | 報酬額の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額（百万円） |             |            | 支給人員<br>(名) |
|------------------|-----------------|-----------------|-------------|------------|-------------|
|                  |                 | 固定報酬            | 業績運動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 |             |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 70<br>(17)      | 70<br>(17)      | -           | -          | 8<br>(4)    |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 20<br>(9)       | 20<br>(9)       | -           | -          | 4<br>(3)    |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 90<br>(27)      | 90<br>(27)      | -           | -          | 12<br>(7)   |

- (注) 1. 上表には、2024年3月27日開催の第97回定時株主総会終結の時及び2024年7月17日開催の臨時株主総会終結の時をもって退任した取締役及び監査役を含んでいます。
2. 取締役の報酬額は、2012年3月29日開催の第85回定時株主総会において、年額270百万円以内と決議いただいている。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は11名でした。
3. 監査役の報酬額は、2007年3月29日開催の第80回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議いただいている。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名でした。

### (3) 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

- ① 2024年3月27日開催の定時株主総会において武内秀明氏が取締役に、高橋健司氏が監査役に、2024年7月17日開催の臨時株主総会において瀧本丈平氏及び伊藤宜広氏が取締役に、それぞれ選任され就任しました。
- ② 2024年3月27日開催の定時株主総会終結の時をもって取締役石黒清子氏及び監査役真崎宇弘氏が退任しました。
- ③ 2024年7月17日開催の臨時株主総会終結の時をもって取締役今野卓也氏が退任しました。なお、退任時における地位は代表取締役社長 社長執行役員でした。

### (4) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である法人等と当社の関係

取締役玉井裕人氏が社外取締役として兼任するDM三井製糖ホールディングス株式会社と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役関端進氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参考投資事業有限責任組合は、当社との間で新株予約権引受契約及び劣後特約付金銭消費貸借契約を締結しています。また、同氏は株式会社ブルームダイニングサービス取締役及びNSKステアリング&コントロール株式会社取締役も兼任していますが、両社と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役武内秀明氏は、武内法律事務所代表弁護士ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。また、同氏は公益財団法人日揮社会福祉財団理事、公益財団法人日揮・実吉奨学会監事、株式会社イチケン社外取締役、メディアスホールディングス株式会社社外取締役監査等委員を兼任していますが、各社と当社との間に重要な取引関係はありません。

監査役梅村一彦氏は梅村公認会計士事務所の代表者ですが、当社との間に重要な取引関係はありません。

## ② 当事業年度における活動状況

| 区分    | 氏名    | 主な活動状況                                                                                     |
|-------|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社外取締役 | 玉井 裕人 | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回（94%）に出席しており、社外取締役の立場において、企業経営に関する見識とエネルギー分野における豊富な経験に基づき適宜発言を行っています。 |
| 社外取締役 | 関端 進  | 当事業年度開催の取締役会18回全てに出席しており、社外取締役の立場において、企業再生のエキスパートとして適宜発言を行っています。                           |
| 社外取締役 | 武内 秀明 | 2024年3月27日就任以降に開催された取締役会15回のうち14回（93%）に出席しており、社外取締役の立場において、法曹界における経験と見識に基づき適宜発言を行っています。    |
| 社外監査役 | 梅村 一彦 | 当事業年度開催の取締役会18回、及び監査役会9回それぞれ全てに出席し、経営管理及び企業会計における経験と見識に基づき適宜発言を行っています。                     |
| 社外監査役 | 高橋 健司 | 2024年3月27日就任以降に開催された取締役会15回、及び監査役会7回それぞれ全てに出席し、企業経営に関する見識と化学業界における豊富な経験に基づき適宜発言を行っています。    |

## ③ 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役玉井裕人氏は、エネルギー企業の経営者としての経験により、エネルギー分野に精通しているとともに、企業経営についても豊富な経験と知見を有しており、原料調達、生産活動、人事労務など幅広い分野において的確な助言、提言を随時行うことで、当社事業運営の高度化に寄与し、その期待される役割を十分に果たしました。

取締役関端進氏は経営とファイナンスに高度な知見と豊富な経験を有する企業再生のエキスパートとして的確な助言、提言を随時行っており、当社取締役会の機能強化に寄与し、その期待される役割を十分に果たしました。

取締役武内秀明氏は弁護士としての豊富な経験と高い見識を有するとともに、その専門的見地と豊富な経験に基づく客観的視点から、特に当社のガバナンス・コンプライアンス及び法務部門においての発言、提言を随時行っており、当社のコーポレートガバナンスの向上に寄与し、その期待される役割を十分に果たしました。

## ④ その他の活動状況

代表取締役及び内部監査部門と意見交換会を定期的に開催する等経営の健全性確保のための活動に取組みました。

## (5) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役及び監査役を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、2025年9月30日に更新を予定しています。その内容は以下のとおりです。

- ①被保険者の実質的な保険料負担割合保険料は特約部分も含め全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。
- ②填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまた当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

## (6) 前各号に掲げるもののほか役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当期中に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額

64百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

64百万円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していませんので、上記①の金額にはこれらの中合計額を記載しています。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っています。

### (3) 連結子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社である、Nippon Seiro (Thailand) Co., Ltd. は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）による監査を受けています。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告します。

### (5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

~~~~~  
（注）本事業報告に記載の数量、金額、持株数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しています。

# 連 結 貸 借 対 照 表

2024年12月31日現在

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
流動資産	14,669	流動負債	15,594
現金及び預金	2,297	支払手形及び買掛金	1,139
受取手形及び売掛金	2,675	短期借入金	13,145
商品及び製品	6,400	1年内返済予定の長期借入金	11
原材料及び貯蔵品	3,125	リース債務	36
その他の	173	未払法人税等	2
貸倒引当金	△2	賞与引当金	58
		修繕引当金	120
		その他の	1,078
固定資産	15,055		
有形固定資産	14,231	固定負債	8,457
建物及び構築物	2,736	長期借入金	5,079
機械装置及び運搬具	1,210	リース債務	376
土地	9,300	再評価に係る繰延税金負債	2,891
リース資産	375	退職給付に係る負債	34
建設仮勘定	312	その他の	76
その他の	296	負債合計	24,051
		純資産の部	
無形固定資産	84	株主資本	△3
		資本金	100
投資その他の資産	739	資本剰余金	65
投資有価証券	313	利益剰余金	504
繰延税金資産	304	自己株式	△674
退職給付に係る資産	26	その他の包括利益累計額	5,677
その他の	95	土地再評価差額金	5,548
		為替換算調整勘定	129
資産合計	29,725	純資産合計	5,673
		負債純資産合計	29,725

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 連結損益計算書

2024年1月1日から  
2024年12月31日まで

					百万円
売上高					22,045
売上原価					17,470
売上総利				益	4,575
販売費及び一般管理費					2,329
営業利益				益	2,245
営業外収益					
受取利息					3
受取配当金					27
受取保険金					1
受取賃料					22
その他					25
営業外費用					79
支払利息					572
為替差損					35
その他					34
経常利益				益	1,682
特別利益					
固定資産売却益					0
補助金収入					6
特別損失					6
固定資産除却損					11
減損損失					17
税金等調整前当期純利益					1,658
法人税、住民税及び事業税					24
法人税等調整額					△142
当期純利益				益	△117
非支配株主に帰属する当期純利益					-
親会社株主に帰属する当期純利益					1,776

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 貸 借 対 照 表

2024年12月31日現在

資産の部		負債の部	
	百万円		百万円
流動資産	12,477	流動負債	14,183
現金及び預金	1,129	買掛金	1,116
受取手形	20	短期借入金	11,790
電子記録債権	89	1年内返済予定の長期借入金	11
売掛金	2,373	リース債務	36
商品及び製品	6,096	未払費用	621
原材料及び貯蔵品	2,558	未払法人税	57
前払費用	61	預り金	0
その他の	150	賞与引当金	354
貸倒引当金	△2	修繕引当金	45
		その他	120
			29
固定資産	14,472	固定負債	8,433
有形固定資産	13,529	長期借入金	5,079
建物	1,275	リース債務	374
構築物	1,168	再評価に係る繰延債	2,891
機械及び装置	1,167	税金負債	12
船舶・車輛及び運搬具	0	退職給付引当金	76
工具、器具及び備品	94	その他	
土地	9,140	負債合計	22,617
リース資産	371	純資産の部	
建設仮勘定	312	株主資本	△1,215
		資本金	100
		資本剰余金	65
		その他資本剰余金	65
無形固定資産	84	利益剰余金	△706
ソフトウェア	76	利益準備金	265
その他の	8	その他利益剰余金	△972
投資その他の資産	859	固定資産圧縮積立金	33
投資有価証券	275	別途積立金	920
関係会社株式	237	繰越利益剰余金	
長期前払費用	59	自己株式	△1,926
前払年金費用	26	評価・換算差額等	△674
繰延税金資産	225	土地再評価差額金	5,548
その他の	34	純資産合計	5,548
資産合計	26,950	負債純資産合計	26,950

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

# 損 益 計 算 書

2024年1月1日から  
2024年12月31日まで

			百万円
売 上 高			20,547
売 上 原 価			16,716
売 上 総 利 益			3,831
販売費及び一般管理費			2,033
當 業 利 益			<u>1,797</u>
當 業 外 収 益			
受 取 利 息 配 当 金			27
受 取 保 險 金			1
受 取 貸 貸 料			81
受取ロイヤリティ一			57
雜 収 入			20
			187
當 業 外 費 用			
支 払 利 息			522
為 替 差 損			35
固 定 資 產 貸 貸 費 用			70
雜 支 出			31
			660
經 常 利 益			<u>1,324</u>
特 別 利 益			
補 助 金 収 入			6
特 別 損 失			6
固 定 資 產 除 却 損			11
減 損 損 失			8
			20
税 引 前 当 期 純 利 益			<u>1,310</u>
法人税、住民税及び事業税			11
法 人 税 等 調 整 額			△84
当 期 純 利 益			△72
			<u>1,382</u>

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しています。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

日本精蠟株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋幸毅  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中村裕輔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本精蠟株式会社の2024年1月1日から2024年12月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本精蠟株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通説し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
  - ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査問に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

# 独立監査人の監査報告書

2025年2月14日

日本精蠟株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高橋幸毅  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 中村裕輔  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本精蠟株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第98期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31までの第98期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門である経営企画監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会、経営執行会議その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 取締役に対し「取締役職務執行確認書」の提出を求め、必要に応じて取締役との面談を実施しました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月14日

日本精蠟株式会社 監査役会

常勤監査役 常 慶 直 宏 ㊞

社外監査役 梅 村 一 彦 ㊞

社外監査役 高 橋 健 司 ㊞

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議案 取締役 5 名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の現況を鑑み、取締役会の実効性を引き続き確保できるものと判断したため1名減員し、取締役5名の選任をお願いするものです。取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	たき 瀧 本 丈 平 (1961年10月20日生)	1984年4月 三菱化成工業㈱ 入社 1994年10月 三菱化学㈱ 2004年4月 同社 石化企画部長 2007年4月 同社 化学品本部 C4 ケミカル事業部長 2009年6月 同社 ポリマー本部 機能性樹脂事業部長 2014年4月 同社 執行役員 ポリマー本部長 2017年4月 三菱ケミカル㈱ 常務執行役員 高機能ポリマー本部長 2018年4月 同社 取締役常務執行役員 情電ディスプレイ部門長 2021年4月 同社 取締役常務執行役員 アドバンストソリューションズドメイン長 2022年4月 三菱ケミカルグループ㈱ 執行役エグゼクティブバイスプレジデント アドバンストソリューションズ所管 2023年3月 同社 退社 2024年5月 当社 顧問 2024年7月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現職)	2,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
2	伊藤 宜広 (1967年3月1日生)	<p>1989年4月 伊藤忠商事㈱入社</p> <p>2001年12月 伊藤忠ドイツ会社（デュッセルドルフ駐在）</p> <p>2015年4月 伊藤忠プラスチックス㈱ 経営企画部長</p> <p>2019年4月 伊藤忠マレーシア会社 社長（クアラルンプール駐在）</p> <p>2021年4月 当社出向 経営企画部長</p> <p>2022年1月 当社出向 執行役員</p> <p>2022年4月 当社 上席執行役員 総務部/経理部/監査部/経営企画部担当 兼 経営企画部長</p> <p>2023年7月 当社 上席執行役員 経営企画監査部/経理部担当 兼 経営企画監査部長</p> <p>2024年7月 当社 取締役 常務執行役員 経営企画監査部/経理部担当 兼 経営企画監査部長（現職）</p>	15,100株
3	玉井 裕人 (1958年2月2日生)	<p>1980年4月 昭和石油㈱入社</p> <p>2013年3月 昭和シェル石油㈱執行役員 副社長エネギーリューション事業本部COO、ソーラーフロンティア㈱代表取締役社長</p> <p>2015年3月 東亜石油㈱代表取締役社長</p> <p>2019年3月 西部石油㈱代表取締役社長 同社顧問</p> <p>2021年6月 当社 社外取締役（現職）</p> <p>2022年3月 DM三井製糖ホールディングス㈱社外取締役（現職）</p>	5,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	せき　はた　すすむ 関　端　進 (1967年12月5日生)	<p>1991年4月 三菱商事㈱ 入社</p> <p>2002年4月 Red Diamond Capital Inc.</p> <p>2007年4月 ベスター・ジャパン・アドバイザーズ㈱ディレクター</p> <p>2009年7月 ポラリス・プリンシパル・ファイナンス㈱（現ポラリス・キャピタル・グループ㈱）プリンシパル</p> <p>2016年7月 同社 パートナー</p> <p>2019年10月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ㈱ マネージングディレクター</p> <p>2019年12月 同社 取締役 投資部門 共同部門長</p> <p>2023年10月 当社 社外取締役（現職）</p> <p>2023年12月 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ㈱ 取締役 投資部門 共同部門長 兼 IR部門長（現職）</p> <p>（重要な兼職の状況） ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ㈱取締役 ㈱ブルームダイニングサービス取締役 NSKステアリング&amp;コントロール㈱取締役</p>	0株
5	たけ　うち　ひで　あき 武　内　秀　明 (1959年5月11日生)	<p>1994年4月 弁護士登録（東京弁護士会）</p> <p>2005年8月 武内法律事務所開設 同代表弁護士（現職）</p> <p>2024年3月 当社 社外取締役（現職）</p> <p>（重要な兼職の状況） 武内法律事務所 代表弁護士 公益財団法人日揮社会福祉財団理事 公益財団法人日揮・実吉奨学会監事 ㈱イチケン社外取締役 メディアスホールディングス㈱社外取締役監査等委員</p>	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者玉井裕人氏、関端進氏及び武内秀明氏は、社外取締役候補者です。
3. 玉井裕人氏、関端進氏及び武内秀明氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって玉井裕人氏が3年、関端進氏が1年5ヶ月、武内秀明氏が1年となります。
4. 社外取締役候補者に関する特記事項

玉井裕人氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏はエネルギー企業の経営者としての経験により、エネルギー分野に精通しているとともに、企業経営についても豊富な経験と知見を有しています。この経験と知見を活かし、当社の経営に対して客観的な立場より的確な提言、助言をいただくことで取締役会の機能強化に資すると期待しています。

関端進氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は経営とファイナンスに高度な知見と豊富な経験を有しています。この経験と知見を活かし、当社の経営に対して企業再生のエキスペートとして的確な提言、助言をいただくことで取締役会の機能強化に資すると期待しています。

武内秀明氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、同氏は弁護士としての豊富な経験と高い見識を有しています。この経験と知見を活かし、当社の経営に対してガバナンス、法務について専門的な観点からの的確な提言、助言をいただくことで取締役会の機能強化に資すると期待しています。

なお、同氏は、社外役員になること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しています。

5. 候補者の関端進氏は、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社の取締役を兼任しており、同社を無限責任組合員とするジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第参考号投資事業有限責任組合は、当社との間で新株予約権引受契約及び劣後特約付金銭消費貸借契約を締結しています。
6. 当社は、玉井裕人氏、関端進氏及び武内秀明氏との間で、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、玉井裕人氏、関端進氏及び武内秀明氏の再任が承認された場合は、各氏との当該契約を継続する予定です。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年9月30日更新の予定です。当該保険契約により被保険者である役員がその職務の執行に関し、責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害が補填されます。保険料は全額会社が負担しています。法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
8. 当社は玉井裕人氏及び武内秀明氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ています。

## 株主総会後の取締役のスキル・マトリックス

(注)本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

		主な専門経験分野・貢献を期待する分野		
氏名	役位	経営全般 経験	ガバナンス コンプライアンス	法務
瀧本丈平	取締役	○	○	○
伊藤宜広	取締役	○	○	
玉井裕人	取締役	○	○	
関端 進	取締役	○	○	
武内秀明	取締役		○	○

主な専門経験分野・貢献を期待する分野					
人事・労務・人材開発	財務・会計	国際ビジネス多様性	マーケティング	製造	ESG サステナビリティ
○		○	○	○	○
○	○	○	○		○
		○		○	○
	○	○			

以上

# 株主メモ

事業年度	1月1日～12月31日
期末配当金受領株主確定日	12月31日
中間配当金受領株主確定日	6月30日
定期株主総会	毎年3月
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 TEL 0120-232-711 (通話料無料)
同連絡先	郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京証券取引所 電子公告により行う。
上場証券取引所	公告掲載URL <a href="https://www.seiro.co.jp">https://www.seiro.co.jp</a>
公告の方法	(ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

## (ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっています。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっていますので、上記特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行全国各支店にてもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

~~~~~  
本 社 〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目5番18号  
電話 (03) 3538-3061 (代表)

徳山工場 〒745-0803 山口県周南市大字大島850番地  
電話 (0834) 84-0334 (代表)

つくば事業所 〒300-1155 茨城県稻敷郡阿見町大字吉原3580-2  
電話 (029) 829-5050 (代表)

~~~~~  
当社ホームページアドレス  
<https://www.seiro.co.jp>

## 【株式に関するお手続きについて】

### ○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容		お問合せ先
<input type="checkbox"/> 特別口座から一般口座への振替請求 <input type="checkbox"/> 単元未満株式の買取請求 <input type="checkbox"/> 住所・氏名等のご変更 <input type="checkbox"/> 特別口座の残高照会 <input type="checkbox"/> 配当金の受領方法の指定（＊）	特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711（通話料無料）
<input type="checkbox"/> 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 <input type="checkbox"/> 支払期間経過後の配当金に関するご照会 <input type="checkbox"/> 株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	[手続き書類のご請求方法] <input type="checkbox"/> インターネットによるダウンロード <a href="https://www.tr.mufg.jp/daikou/">https://www.tr.mufg.jp/daikou/</a>

(\*) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。

### ○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容		お問合せ先
<input type="checkbox"/> 郵送物等の発送と返戻に関するご照会 <input type="checkbox"/> 支払期間経過後の配当金に関するご照会 <input type="checkbox"/> 株式事務に関する一般的なお問合せ	株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ☎ 137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 TEL 0120-232-711（通話料無料）
○上記以外のお手続き、ご照会等		口座を開設されている証券会社等にお問合せください。

定時株主総会会場付近見取図  
<会場所在地：東京都中央区京橋二丁目 5番18号>  
ラグナヴェールTOKYO  
京橋創生館13階



京橋駅／東京メトロ銀座線 京橋駅 4番出口より徒歩 1分

東京駅／JR・地下鉄 東京駅八重洲南口より徒歩 5分

宝町駅／都営地下鉄浅草線 宝町駅A5出口より徒歩 3分